船橋市対外行事児童派遣費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、船橋市教育委員会が主催する体育大会（以下「大会」という。）に参加した児童が在籍する船橋市立小学校の校長に対して対外行事児童派遣費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和５６年４月３０日規則第５０号、以下「規則という」。）に定めがあるものを除くほか、この要綱に基づき補助金を交付することにより、学校体育の振興及び向上を図ることを目的とする。

（交付の対象となる大会）

第２条　この補助金を交付する対象となる大会は、次に掲げるものとする。

１　春季市民大会及び秋季市民大会

２　夏季市民体育大会水泳競技の部

３　駅伝大会（試走を含む）

４　その他教育委員会が認める大会

（交付の要件）

第３条　補助金の交付を受けることのできる者は、大会に参加した児童が在籍する学校の校長とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は別表２の左欄に掲げる補助対象経費に対し、同表右欄に掲げる算定方法に基づき算定した額とする。

（交付の対象となる人数）

第５条　交付の対象となる人数は、別表１に規定する数とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする校長は、船橋市対外行事児童派遣費補助金交付申請書（第１号様式）に交通費内訳書（第２号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付可否の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市対外行事児童派遣費補助金交付可否決定通知書（第３号様式）により、当該申請をした校長に通知する。

（実績報告）

第８条　校長は、補助事業が完了したときはその完了した日から起算し 20 日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、船橋市対外行事児童派遣費補助金実績報告書（第４号様式）により市長に報告しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、補助事業の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金については、前項の報告は要しないものとする。

（額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた時は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市対外行事児童派遣費補助金確定通知書（第５号様式）により校長に通知する。

（交付の時期）

第１０条　補助金は、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

２　校長は、前項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市対外行事児童派遣費補助金交付請求書（第６号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第１１条　偽りその他不正の手段により補助金を交付する旨の決定を受け、または補助金の交付を受けた校長があるときは、市長は、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則
この要綱は、平成４年１２月１日から施行し、平成５年４月１日から適用する。
附則
この要綱は、平成９年４月１日一部改正。
附則
この要綱は、平成１０年４月１日一部改正。
附則
この要綱は、平成１５年４月１日一部改正。
附則
この要綱は、平成２５年４月１日一部改正。
附則
この要綱は、平成３１年４月１日一部改正。
附則
この要綱は、令和３年４月１日一部改正。
附則
この要綱は、令和４年４月１日一部改正。
附則
この要綱は、令和５年４月１日一部改正。

別表1

対外行事児童派遣費補助金支給対象行事及び人数

番号	交付対象体育大会		対象人数(人)	
			男	女
1	春季市民大会及び秋季市民大会	バレーボール	13	13
		陸上競技	25	25
		サッカー	20	
		ソフトボール	15	15
		ミニバスケットボール	15	15
		相　撲	30	12
2	夏季市民大会水泳競技の部		25	25
3	小学生・女子駅伝競走大会		8	8
4	その他教育委員会が認める大会		教育委員会が認める人数	

別表　2

補助対象経費		補助金の額
交通費	（１）　選手又はマネージャーとして登録を義務付けられた児童が第２条に規定する大会に参加するにあたり、大会会場までの交通機関の往復運賃とする。（学生割引、団体割引、その他割引制度が利用できる場合は割引後の運賃とする。） （２）利用機関や行程、人数等を考慮し、可能な限り団体割引を利用するものとする。	左記の交通費について最も経済的かつ合理的と認められている経路及び方法により算出される額から関係団体からの補助金及び寄附金等の額を控除した額。なお、学生割引、団体割引、その他割引後の運賃をもとに算出するものとする。
大会参加費	大会要項に定められた大会参加費とする。 ＜対象行事＞ ○　春・秋季市民陸上競技大会（小学生の部） ○　春・秋季市民相撲大会（小学生の部） ○　夏季市民大会水泳競技の部（小学生の部） ○　小学生・女子駅伝競走大会（小学生の部） ※大会参加費は上記の大会のみとする。	左記の補助対象費の実額

第１号様式

船橋市対外行事児童派遣費補助金交付申請書

年　　月　　日

船橋市長　　あて

学校所在地
学　校　名
校　長　名

船橋市対外行事児童派遣費補助金の交付を受けたいので船橋市対外行事児童派遣費補助金交付要綱第６条により次のとおり申請します。

大　会　名	
対象期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
会　　場	
申請のべ人数	
交通費の総額	円
参加費	
参加費の総額	円
交付申請額	円

（　　）申請なし

第２号様式

交　通　費　内　訳　書

学　校　名

記載者職・氏名

１　大会名（種目）

２　期間

３　会場

４　会場までの経路及び交通費

行き　男子　　人　女子　　人

帰り　男子　　人　女子　　人

５　大会参加費

６　合計金額

第３号様式

船橋市対外行事児童派遣費補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

年　　月　　日付で交付申請のあった船橋市対外行事児童派遣費補助金について、船橋市対外行事派遣費補助金交付要綱第７条により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付する。

交付決定額　　円

２　交付しない。

理由

第４号様式

船橋市対外行事児童派遣費補助金実績報告書

年　　月　　日

船橋市長　　あて

学校所在地
学　校　名
校　長　名

船橋市対外行事児童派遣費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

大　会　名	
対 象 期 間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
会　　場	
交付決定額	円
既交付額	円
補助対象経費精算額	円
添付書類	

第５号様式

船橋市対外行事児童派遣費補助金確定通知書

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

年　　月　　日付で実績報告のあった船橋市対外行事児童派遣費補助金について、船橋市対外行事児童派遣費補助金交付要綱第９条により下記のとおり確定したので通知します。

大会名		種目	交付決定額（円）	受領額（円）
大会	参加費			
大会	交通費			
各種目総額				
特記事項				

第６号様式

船橋市対外行事児童派遣費補助金交付請求書

年　　月　　日

船橋市長　　あて

学校所在地

学　校　名

校　長　名

年　　月　　日付けで交付決定のあった船橋市対外行事児童派遣費補助金を船橋市対外行事派遣費補助金交付要綱第１０条第２項により下記のとおり請求します。

記

請求額　　円